

# 医療法人羊蹄会 デイケアセンターしらゆりの里

## 運 営 規 程

(事業の目的)

### 第1条

医療法人羊蹄会が開設する 医療法人羊蹄会デイケアセンターしらゆりの里（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

### 第2条

1. 指定通所リハビリテーションの提供にあたっては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。
2. 指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあたっては、事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
3. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

### 第3条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

1. 名称 医療法人羊蹄会 デイケアセンターしらゆりの里
2. 所在地 愛知県岩倉市曾野町郷前3番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

### 第4条

事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

1. 管理者 1名（常勤兼務、医師と兼務）  
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

## 2. 従業者

医師 1名（常勤兼務、管理者と兼務）

医師は利用者に対する適切な医療管理にあたる。

理学療法士 5名以上（常勤換算）

作業療法士 0名

理学療法士及び作業療法士は利用者の機能訓練にあたる。

看護職員 1名以上（常勤換算）

介護職員 10名以上（常勤換算）

看護職員及び介護職員は利用者に対しての看護・介護・日常生活のお世話にあたる。

従業者は、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあたる。

（営業日及び営業時間）

### 第5条

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日 月曜日から土曜日とする。ただし12月31日から1月3日までを除く
2. 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。
3. サービス提供時間 午前9時45分から午後4時

（通所リハビリテーションの利用定員）

### 第6条

通所リハビリテーションの利用定員は、次のとおりとする。

1. 利用定員 70名

（指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額）

### 第7条

1. 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの内容は次のとおりとし、サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示額とし、当該指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスである時は、介護報酬告示上の額に、各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- （1）機能訓練（個別・集団リハビリテーション）
- （2）食事の提供
- （3）利用者の送迎
- （4）入浴（一般浴・特別浴）
- （5）リハビリマネジメント（介護給付）
- （6）運動器機能向上（介護予防）
- （7）口腔機能向上（介護予防）

2. 食費は696円（税込）を徴収する。
3. 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
4. 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

#### 第8条

通常の事業の実施地域は、岩倉市、北名古屋市、小牧市（藤島町、藤島、小木、新小木、小木西、小木東、小木南、下小針、多気北町、多気南町、多気西町、多気中町、三ッ淵、舟津、元町、弥生町、西島町、小針、堀の内、曙町、間々、間々本町、安田町、川西、下小針中島）、一宮市（南小淵、北小淵、定水寺、春明、西大海道、赤見、大赤見、小赤見、千秋町、浅野、丹陽町伝法寺・三ツ井・重吉）、江南市（小折東町、小折町、田代町、南山町、北山町、天王町、寄木町、大海道町、木賀町、木賀本郷町、布袋町、小郷町、五明町、中奈良町、上奈良町）、名古屋市西区（城町、城西町、野南町、浮野町、西原町、平中町、上橋町、中沼町、平出町、円明町、木前町、山木一丁目、山木二丁目）の区域とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

#### 第9条

1. 従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。
2. 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
  - （1）気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
  - （2）共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
  - （3）時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

（虐待の防止のための処置に関する事項）

第10条 指定通所リハビリテーション事業所は、虐待の発生又は再発を防止するため、次のとおり措置を講ずるものとする。

- （1）事業所における虐待の防止対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- （2）事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- （3）事業所において介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を年に1回以上実施すること。
- （4）前3. に掲げる処置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（非常災害対策）

#### 第11条

1. 医療法人羊蹄会 防火管理者による防災計画に基づき非常時の防災と災害対策を行う。

（その他運営に関する重要事項）

#### 第12条

1. 指定通所リハビリテーション事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次の通りに設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヵ月

(2) 継続研修 年 1回

1. 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
2. 職員であったものに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容に含むものとする。
3. この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人羊蹄会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 付則

この規程は、平成28年11月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年7月1日から施行する。

この規程は、令和1年10月1日から施行する。

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

この規程は、令和2年11月1日から施行する。

この規定は、令和4年3月1日から施行する。

この規定は、令和4年10月1日から施行する。

この規定は、令和6年3月21日から施行する。

この規定は、令和7年2月1日から施行する。